平成３０年（フ）第６４号
神戸市北区鈴蘭台南町４丁目８番11―104号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町２丁目８番23号
債務者　中嶋　敏治
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７０号
神戸市兵庫区上沢通６丁目４番９―603号
債務者　梅野　卓一
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３３号
神戸市垂水区山手６丁目３番２―304号
債務者　水田　美鈴
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７５号
神戸市兵庫区新開地６丁目２番14―203号
債務者　金子　俊**隆**
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１号
千葉県木更津市桜井新町２―19―４―202、住民票上の住所千葉県君津市郡３丁目14番12号
債務者　五十嵐美沙
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第１８号
青森県弘前市大字城東４丁目７番地４　成田住宅１号
債務者　藤田　琢也
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２２号
青森県弘前市大字新町225番地　三上アパート１号、旧住所青森県弘前市大字和田町９番地４
債務者　佐々木光春
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第３５号
青森市大字浜田字玉川189番地32　葛西アパート１号
債務者　佐藤　祝子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
千葉県松戸市松戸1134番地　サンタ　フォンス602号
債務者　金子　俊二
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９６号
神奈川県小田原市中曽根61番地の10　リヴェール中曽根Ｂ―201、前住所神奈川県小田原市中曽根332番地の17
債務者　内野　典子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１３７号
神奈川県厚木市寿町３丁目11番４号　美登ハイツＡ―105
債務者　小川　修一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２０００号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番３―1103号
白鳥パークハイツ大宝
債務者　林　さゆり
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０４８号
愛知県小牧市大字久保一色3110番地２　ランドマーク・ウエスト102号
債務者　**中塚**　弘昭
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２３号
名古屋市千種区千代が丘１番103―208号　千代が丘団地、従前の住所名古屋市千種区光が丘２丁目15番26号　プライムメイツ光が丘203号
債務者　満仲明日香
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６８号
広島市南区段原３－２－３　レオパレスベイラドヒウ202号室、申立時の住所和歌山市松江北２丁目２番５―812号　ラブリー松江団地
債務者　坂上　優二（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係